

賛助会員規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第5条第1項第4号に規定される賛助会員について定める。

第2条（賛助会員）

本協会の目的及び事業に賛同し、本協会の発展を援助しようとする個人、法人又は法人でない団体（以下「団体」という）は、定款に基づいて本協会の賛助会員になることができる。

第3条（登録手続きと承認）

- 1 本協会の賛助会員になることを希望する者は、所定の申込書を本協会に提出しなければならない。
- 2 前項の申込書が提出された場合、財務委員会は、理事会での審議に必要な申込者に関する情報を収集し、意見を付して理事会に付議しなければならない。
- 3 理事会において登録を承認するか否かを審議し、登録を承認された申込者に対しては、財務委員会よりその旨通知するとともに、登録手続き等に関する案内を行う。

第4条（年度会費）

- 1 前条第3項の通知を受けた申込者は、賛助会員年度会費を、本協会指定の方法で定められた期日までに納入しなければならない。
- 2 賛助会員が納入すべき定款第7条に規定する会費（年度会費）は、次のとおりとする。
 - （1）個人賛助会員は、年額5,000円（一口あたり）とする。
 - （2）団体賛助会員は、年額50,000円（一口あたり）とする。
 - （3）法人賛助会員は、年額100,000円（一口あたり）とする。
- 3 定められた期日までに前項の年度会費の納入がない場合、前条第3項の理事会承認は取り消されるものとする。
- 4 申込者は、第1項の年度会費を納入した時に、本協会の賛助会員と認定され、財務委員会は申込者に認定証を交付する。
- 5 第1項に規定する年度会費の金額及び第3項に規定する額については、別途定めるものとする。

第5条（特典）

- 1 賛助会員には、次の特典が与えられる。
 - （1）自らの宣伝広告において、本協会の賛助会員であることを表示すること
 - （2）本協会の機関誌、大会プログラム等に賛助会員であることを掲載すること
 - （3）本協会の行事日程の案内を受け、本協会指示のもとに諸事業（本協会公認の競技会、セミナー、講習会等）に参加すること
 - （4）その他、機関誌及び大会プログラムの送付、各種情報案内等を受けること
- 2 賛助会員は、本協会が主催する公認競技会のプログラム等に宣伝広告を掲載する場合、

当該競技会の会場において物品等を販売する場合又は販売目的もしくは賛助会員の業務目的のためにビデオ撮影を行う場合、その費用等について便宜を受けることができる。ただし、賛助会員でない場合は有料とする。

3 個人賛助会員においては、申し込み金額の半額を所属する地方協会に還付する。

第6条（会員資格の継続）

1 定められた期日までに賛助会員の年度会費を納入することにより、賛助会員の資格は1年間継続するものとする。

2 前項の資格継続のために賛助会員が納入すべき年度会費は、次のとおりとする。

（1）個人賛助会員は、年額5,000円（一口あたり）とする。

（2）団体賛助会員は、年額50,000円（一口あたり）とする。

（3）法人賛助会員は、年額100,000円（一口あたり）とする。

3 前項の年度会費は、毎年度4月末日までに別に定める所定の会員継続申請書に添えて納めなければならない。

4 財務委員会は、賛助会員に対して、会員継続申請書等の必要な書類とともに、年度末までに翌年度の継続年度会費の納入に関する案内を行うものとする。

第7条（会員資格の失効）

1 次のような事項のいずれかに該当する場合、賛助会員の資格を失うものとする。

（1）定められた期日までに、継続年度会費の納付がない場合

（2）協会の名誉を傷つける行為又はこの協会の目的に違反する行為があった場合

2 賛助会員が前項各号のいずれかに該当する場合、財務委員会の報告に基づいて理事会において資格失効に関する決議を行い、財務委員会は速やかに当該賛助会員に資格失効に関する案内を行う。

3 資格を失効した場合、前項の理事会決議の日から第5条の特典を失うものとする。

第8条（退会）

1 賛助会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を本協会又は財務委員会あてに提出しなければならない。

2 前項に規定する退会届を受領した場合、財務委員会は理事会に報告しなければならない。

3 会員が年度の途中で退会する場合、既に納付済みの年度会費は返還しないものとする。この場合、在籍期間に応じた割引等の特典はない。前条第3項の規定により、資格を失効した場合も同様とする。

第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。ただし、第4条第2項及び第6条第2項に規定する金額の改定は理事会で審議し、社員総会にて決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年5月17日に改訂し、同年4月1日に遡って施行する。
- 3 この規程は、平成26年10月31日に改訂し、同年11月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年12月14日に改訂し、同日から施行する。